

R 2 營繕 西部綜合県民局美馬庁舎 美・脇猪尻
本館他改修工事建築

課長	室長	副課長	課長補佐		課員	担当

図面リスト

図 番	図 面 名 称	図 番	図 面 名 称	図 番	図 面 名 称	図 番	図 面 名 称
A-00共通	概略工程表(参考)	A-33本館	家具詳細図1[本館]	A-01新館	仕上表[新館棟]		
A-01共通	特記仕様書(1)	A-34本館	家具詳細図2[本館]	A-02新館	1階平面図(改修前)[新館棟]		
A-02共通	特記仕様書(2)	A-35本館	スライディングウォール詳細図1(参考図)[本館]	A-03新館	2階平面図(改修前)[新館棟]		
A-03共通	特記仕様書(3)	A-36本館	スライディングウォール詳細図2(参考図)[本館]	A-04新館	1階平面詳細図(改修前)[新館棟]		
A-04共通	特記仕様書(4)			A-05新館	1階展開図(改修前)[新館棟]		
A-05共通	特記仕様書(5)	A-01会議	仕上表[会議棟]	A-06新館	2階平面詳細図(改修前)[新館棟]		
A-06共通	配置図・付近見取図	A-02会議	2階平面図(改修前)[会議棟]	A-07新館	2階展開図(改修前)[新館棟]		
		A-03会議	東立面図[会議棟]	A-08新館	1階天井伏図(改修前)[新館棟]		
A-01本館	仕上表[本館]	A-04会議	西立面図[会議棟]	A-09新館	2階天井伏図(改修前)[新館棟]		
A-02本館	1階平面図(改修前)[本館]	A-05会議	2階平面詳細図1(改修前)[会議棟]	A-10新館	建具表(改修前)[新館棟]		
A-03本館	2階平面図(改修前)[本館]	A-06会議	2階平面詳細図2(改修前)[会議棟]	A-11新館	1階平面図(改修後)[新館棟]		
A-04本館	1階平面詳細図1(改修前)[本館]	A-07会議	2階展開図(改修前)[会議棟]	A-12新館	2階平面図(改修後)[新館棟]		
A-05本館	1階平面詳細図2(改修前)[本館]	A-08会議	2階天井伏図(改修前)[会議棟]	A-13新館	4階平面図(改修後)[新館棟]		
A-06本館	1階展開図(改修前)[本館]	A-09会議	2階平面図(改修後)[会議棟]	A-14新館	1階平面詳細図(改修後)[新館棟]		
A-07本館	2階平面詳細図1(改修前)[本館]	A-10会議	2階平面詳細図1(改修後)[会議棟]	A-15新館	1階展開図(改修後)[新館棟]		
A-08本館	2階平面詳細図2(改修前)[本館]	A-11会議	2階平面詳細図2(改修後)[会議棟]	A-16新館	2階平面詳細図(改修後)[新館棟]		
A-09本館	2階平面詳細図3(改修前)[本館]	A-12会議	2階展開図(改修後)[会議棟]	A-17新館	2階展開図(改修後)[新館棟]		
A-10本館	2階展開図1(改修前)[本館]	A-13会議	2階天井伏図(改修後)[会議棟]	A-18新館	1階天井伏図(改修後)[新館棟]		
A-11本館	2階展開図2(改修前)[本館]	A-14会議	建具表[会議棟]	A-19新館	2階天井伏図(改修後)[新館棟]		
A-12本館	2階展開図3(改修前)[本館]	A-15会議	建具周り詳細図[会議棟]	A-20新館	建具表(改修後)[新館棟]		
A-13本館	2階展開図4(改修前)[本館]	A-16会議	家具詳細図[会議棟]	A-21新館	家具詳細図1[新館棟]		
A-14本館	2階展開図5(改修前)[本館]			A-22新館	家具詳細図2[新館棟]		
A-15本館	1階天井伏図(改修前)[本館]						
A-16本館	2階天井伏図(改修前)[本館]						
A-17本館	建具表(改修前)[本館]						
A-18本館	1階平面図(改修後)[本館]						
A-19本館	2階平面図(改修後)[本館]						
A-20本館	1階平面詳細図1(改修後)[本館]						
A-21本館	1階平面詳細図2(改修後)[本館]						
A-22本館	1階展開図(改修後)[本館]						
A-23本館	2階平面詳細図1(改修後)[本館]						
A-24本館	2階平面詳細図2(改修後)[本館]						
A-25本館	2階平面詳細図3(改修後)[本館]						
A-26本館	2階展開図1(改修後)[本館]						
A-27本館	2階展開図2(改修後)[本館]						
A-28本館	2階展開図3(改修後)[本館]						
A-29本館	2階展開図4(改修後)[本館]						
A-30本館	1階天井伏図(改修後)[本館]						
A-31本館	2階天井伏図(改修後)[本館]						
A-32本館	建具表(改修後)[本館]						

特 記 :

徳島県土整備部営繕課	工事名	R2営繕 西部総合県民局美馬庁舎 美・脇猪尻 本館他改修工事建築			株式会社 剛 建築事務所 連水可次 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録 TEL 088-622-0883 第102935号 FAX 088-622-0885
	名 称	図面リスト			
	図 番	—	S = 1 :	年 月	

施工にあたっての留意事項

- この改修工事は、内装仕上等のリニューアル工事を行うものであり、庁舎内の通常業務を継続しながらの施工となるため、業務に影響の無い様に十分に配慮しなければならない。
また、各階内部改修の施工に当たっては、業務を考慮した詳細工程を作成し、大きな音の出る作業は、庁舎の休日に行うなど施設管理者と調整しながら庁舎運営に影響の無い様にすること。
- 別途設備工事との取合いが多いことから、建築・設備の総合図の取りまとめや、現場の進行管理等、本改修工事の全体調整は、本工事受注者が積極的に行うこと。
- 庁舎を使用しながらの改修工事となるため、工事範囲内外を問わず、関わる全ての場所において、整理整頓、清潔の保持、仮設物の点検を日常的に実施する等、職員及び来庁者の安全・衛生確保に努めること。

工事名		R2営繕 西部総合県民局美馬庁舎 美・脇猪尻 本館他改修工事		検査回数3回想定										
工事箇所		徳島県美馬市脇猪尻		構造・規模 鉄筋コンクリート造・鉄骨造 地上5階		延べ面積 3186.59 m ²		工期		自 令和 年 月 日		至 令和 年 月 日 210日間		
概略 工程 表	工事区分			1ヶ月目	2ヶ月目	3ヶ月目	4ヶ月目	5ヶ月目	6ヶ月目	7ヶ月目				摘要
	共通	準備・現地調査		準備・現地調査 →以降随時 建具・家具・設備機器製作										
本館 1階	倉庫12 →庁務員室			処分	改修工事	検査・是正 搬入								A
	旧厨房・旧食堂の一部 →倉庫	RC壁撤去		処分	改修工事	検査・是正 搬入								B
	部長室 →西部支所	扉の閉塞		処分	改修工事	検査・是正 搬入								C
	企画倉庫21	CB壁撤去 電話交換機あり						搬出	改修工事		検査・是正			B
	倉庫(地創)・企画倉庫22・庁務員室 →203会議室							搬出	改修工事		検査・是正 搬入			A・B
	企画倉庫23・24 →出納室							処分	改修工事		検査・是正 搬入			
	202会議室							移動	改修工事		検査・是正 戻す			D
	201会議室・書庫(地創) →201会議室							移・出	改修工事		検査・是正 戻す			D
	農林書庫・倉庫 →災害対策室							搬出	改修工事		検査・是正 搬入			E
	地域創生部(危機管理担当)	ドア新設 ロッカー新設							移動	改修工事	検査・是正 戻す			
新館 棟1階	倉庫(和室) →倉庫			移動	改修工事	検査・是正 搬入								F
	保健福祉環境部 →西側に書庫をつくる	地袋改造						移動	改修工事	検査・是正 戻す				
	保健福祉環境部 工事検査官スペース	出納室完成後移動												移動
新館 棟2階	倉庫 →にし阿波と合体							搬出	改修工事	検査・是正 搬入				F
	食品衛生検査所西部支部 →地創部長室							搬出	改修工事	検査・是正 搬入				C
新館 棟4階	VDU室 →書庫	書棚新設 内装工事なし				移動 設置	検査・是正 搬入							E
	大会議室	クッション取替 足場設置		移動	改修工事	検査・是正 搬入								D
会議 棟2階	控室 →小会議室	湯沸(RC壁)を撤去		移動	改修工事	検査・是正 搬入								
	中会議室			移動	改修工事	検査・是正 搬入								
				← 第 1 工 区				← 第 2 工 区 →						
<p>※一部の工事(電気や電話・LAN配線など)について、複数の室で同時に工事をする必要がある場合、工事区間外の室でも作業を行います。(休日・夜間など執務時間外に行うよう努めます)</p> <p>※アルファベットは荷物の移動を示す。A室から搬出(移動)→A室へ搬入</p>														

特記 :

徳島県土整備部営繕課

工事名	R2営繕 西部総合県民局美馬庁舎 美・脇猪尻 本館他改修工事建築		
名称	概略工程表(参考)		
図番	A - 00	S = 1 :	年 月

株式会社 剛 建築事務所 連水可次
 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録
 TEL 088-622-0883 第102935号
 FAX 088-622-0885

章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項	章	項 目	特 記 事 項																																																																																																			
5.	施工調査	<p>◎工事に影響のある範囲内の重要備品等 (㊟ ・ 無) 備品等名称 : 電話交換機 保管場所 : 本館棟 電話機械室 注意事項 : 適宜養生を行い配線等を損傷しないよう注意し施工すること。</p> <p>◎建設リサイクル法通知済証の掲示 受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p> <p>◎本工事の着手時に、給排水、ガス管、地下埋設物等の調査を行う。調査期間は 週間とする。切り直し時期については、 項とする。</p> <p>◎解体前に大気汚染防止法に基づくアスベスト等の特定建築材料に該当するものが使用されていないか調査し、あれば監督員の指示に従うこと。</p> <p>◎解体前に、照明器具及びトランス内進相コンデンサのPCBの有無を調査し、有れば監督員の指示に従うこと。</p>	7.	化学物質を発散する建築材料等	<p>◎県内産再生砕石の原則使用 受注者は、再生砕石を使用する場合、県内の再資源化施設(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第15条第1項に基づく許可を有する施設(同法第15条の2の5第1項に基づく変更の許可において同じ。))で製造された再生砕石を原則として使用しなければならない。</p> <p>◎受注者は、徳島県内に主たる営業所を有する者から調達した建材等(県内企業調達建材等)を優先して使用するよう努めなければならない。なお、県内企業調達建材等以外を使用する場合は、県内企業調達建材等を使用しない理由を記載した理由書を監督員に提出しなければならない。</p>	10.	設計変更箇所確認	<p>◎工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>◎工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>																																																																																																			
6.	材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 (2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。 (3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾書」、「材料使用承諾書」、「木材使用承諾書」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事完了後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎県産木材の使用 (1) 受注者は、工事的目的及び指定仮設で木材を使用する場合並びにコンクリート打設用型枠を使用する場合、原則として県産木材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合にはこの限りでない。</p> <p>(2) 「県産木材」とは、「徳島県内の森林で育成した木材」のことであり、「徳島県内の森林で育成した木材」とは次のことである。 ① 徳島県木材認証制度により、県内産であることが「産地認証」された木材 ② ①以外において、徳島県内の森林で育成したことが確認された木材</p> <p>(3) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県産木材以外の木材を使用する場合は、県産木材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p> <p>(4) 受注者は、県産木材を使用する前に、徳島県木材認証機構から発行される「産地認証」証明書の写しにより県産木材であることを示す書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>(5) 県内の森林から直接調達するなど、前項により難しい場合は木材調達先の産地及び相手の氏名等を記入した書類を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎製材等(製材、集成材、合板、単板積層材)、フローリング、再生木質ボード(パーティクルボード、繊維板、木質系セメント板)については、合法性に係る確認(「産地認証」及び「品質認証」を含む。)が行われたものを使用する。ただし、機能上、需給など正当な理由により確保が困難であり、使用できない場合には監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p> <p>また、それらの木質又は紙の原料となる原木についての合法性に係る確認は、林野庁作成の「木材・木質製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン(平成18年2月15日)」に準拠して行うものとし、監督員に合法証明書を出すものとする。ただし、平成18年4月1日より前に伐採業者が加工・流通業者等と契約を締結している原木に係る合法性の確認については、平成18年4月1日の時点で原料・製品等を保管している者が証明書に平成18年4月1日より前に契約を締結していることを記載した場合には、上記ガイドラインに定める合法な木材であることの証明は不要とする。</p> <p>◎改標仕に記載されていない特別な材料の仕様・工法は、監督員の承諾を受けて、当該製品の仕様及び指定工法による。</p> <p>◎県内産資材の使用 (1) 受注者は、木材以外の建設資材を使用する工事を施工する場合、原則として県内産資材を使用しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。なお、WTO対象工事については、県内産資材を優先して使用するよう努めるものとする。 (2) 受注者は、請負金額が500万円以上の工事について、県内産資材以外の資材を使用する場合は、県内産資材を使用できない理由を記載した書面及び確認資料を事前に監督員に提出し、承諾を得なければならない。</p>	8.	施工	<p>◎本工事に使用する建築材料は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の(1)から(5)を満たすものとする。</p> <p>(1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板及び仕上げ材は、ホルムアルデヒドを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。 (2) 保温材、緩衝材、断熱材は、ホルムアルデヒド及びスチレンを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。 (3) 接着剤は、フタル酸ジ-n-ブチル及びフタル酸ジ-2-エチルヘキシルを含有しない揮発性の可塑性剤を使用し、ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。 (4) 塗料は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。 (5) (1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放射しないか、放射が極めて少ないものとする。</p> <p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の外出いた時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に滞りないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p> <p>◎他工事と取り分け区分</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>建築工事</th> <th>電気工事</th> <th>管 工 事</th> <th>空調工事</th> <th>そ の 他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>梁、壁、床スリプ入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上穴埋補修</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>スリプ開口補強(鉄筋)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上(リンブレン等)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>床、天井点検口</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>設備機器天井開口墨出</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上切込み及び開口補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め</td> <td></td> <td></td> <td>○</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>縦樋(0Lまで)</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>盤、便器等の箱入れ</td> <td></td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td></td> </tr> <tr> <td>同上補強</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>給排水ガラリ取り付け</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>空調機器類の基礎工事</td> <td>○</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事に適用する作業を指定するものとする。 技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。 技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、検定職種、技能士番号等県が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。 なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p>	項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他	梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○		同上穴埋補修		○	○	○		スリプ開口補強(鉄筋)	○					同上(リンブレン等)	○					床、天井点検口	○					設備機器天井開口墨出		○	○	○		同上切込み及び開口補強	○					衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○			縦樋(0Lまで)	○					盤、便器等の箱入れ		○	○	○		同上補強	○					給排水ガラリ取り付け	○					空調機器類の基礎工事	○					11.	工事検査及び技術検査	<p>◎設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を出し、監督員の検査等を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>◎試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること。</p> <p>◎次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>◎中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>◎中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>◎基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回
項 目	建築工事	電気工事	管 工 事	空調工事	そ の 他																																																																																																						
梁、壁、床スリプ入れ		○	○	○																																																																																																							
同上穴埋補修		○	○	○																																																																																																							
スリプ開口補強(鉄筋)	○																																																																																																										
同上(リンブレン等)	○																																																																																																										
床、天井点検口	○																																																																																																										
設備機器天井開口墨出		○	○	○																																																																																																							
同上切込み及び開口補強	○																																																																																																										
衛生器具取付のブロック壁 空洞部分のモルタル埋め			○																																																																																																								
縦樋(0Lまで)	○																																																																																																										
盤、便器等の箱入れ		○	○	○																																																																																																							
同上補強	○																																																																																																										
給排水ガラリ取り付け	○																																																																																																										
空調機器類の基礎工事	○																																																																																																										
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																																																																																																									
3千万円未満	—	1回																																																																																																									
3千万円以上5千万円未満	—	2回																																																																																																									
5千万円以上1億円未満	1回	2回																																																																																																									
1億円以上	2回	3回																																																																																																									
特 記 :			<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">徳島県県土整備部営繕課</th> <th>工事名</th> <th colspan="4">R 2 営繕 西部総合県民局美馬庁舎 美・脇猪尻 本館他改修工事建築</th> <th>株式会社 剛 建築事務所</th> <th>連 水 可 次</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2"></td> <td>名 称</td> <td colspan="4">特記仕様書 2</td> <td>徳島市末広 3 丁目 3 - 3</td> <td>1 級建築士登録</td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>図 番</td> <td>A</td> <td>—</td> <td>02</td> <td>S = 1 :</td> <td>年 月</td> <td>TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885</td> </tr> </tbody> </table>			徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 2 営繕 西部総合県民局美馬庁舎 美・脇猪尻 本館他改修工事建築				株式会社 剛 建築事務所	連 水 可 次			名 称	特記仕様書 2				徳島市末広 3 丁目 3 - 3	1 級建築士登録			図 番	A	—	02	S = 1 :	年 月	TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885																																																																											
徳島県県土整備部営繕課		工事名	R 2 営繕 西部総合県民局美馬庁舎 美・脇猪尻 本館他改修工事建築				株式会社 剛 建築事務所	連 水 可 次																																																																																																			
		名 称	特記仕様書 2				徳島市末広 3 丁目 3 - 3	1 級建築士登録																																																																																																			
		図 番	A	—	02	S = 1 :	年 月	TEL 088-622-0883 FAX 088-622-0885																																																																																																			

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																				
12.	完成図等	<p>◎電子納品：対象</p> <p>◎提出書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・竣工図（製本3部、電子データ2部）（・A4・A3・㊦・原因版） ・工事写真 写真機1部（着手前・竣工）、電子データ2部 ・使用材料一覧表 紙4部（うち3部は竣工図表紙裏面に貼付）、電子データ2部 ・保全に関する資料 <p>◎竣工図は関係図面（データ貸与）を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面（データ貸与）を修正して作成し、PDF形式、SFG形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>◎工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、また、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>◎工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサービサイズ</td> </tr> </table> <p>◎工事完成撮影は、専門家に（・やる〇よらない）ものとする。</p> <p>◎受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品（以下「電子納品」という。）すること。</p>	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサービサイズ	工事中	カラー、手札版又はサービサイズ	竣工	カラー、手札版又はサービサイズ	15.	デジタル工事写真の黒板情報電子化	<p>(4) 分析 測定対象化学物質を採取したバツシブ型採取器を分析機関に送付し、濃度を分析する。</p> <p>(5) 測定結果の提出 測定後、測定結果を監督員に提出すること。</p> <p>◎測定結果が厚生労働省の指針値を超えていた場合は、発散源を特定し、換気等の措置を講じた後、再度測定を行う。</p> <p>◎受注者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の黒板情報電子化対象工事（以下、「対象工事」という）とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県CALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の黒板情報電子化の運用について（県土整備部）」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>	6.	工事用水、電力等	<p>◎既存電力利用（・出来る〇出来ない）、電力料金（〇有償・無償） ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存用水利用（・出来る〇出来ない）、用水料金（〇有償・無償）</p> <p>◎電力引込負担金 円</p> <p>◎上下水引込負担金 円</p> <p>◎ガス引込負担金 円</p> <p>◎同用地は、（・図示の場所に〇用意していないので業者にて）設けること。</p> <p>◎受注者は当初請負対象金額（設計金額）1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ（快適トイレ）」を設置しなければならない。 ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額（設計金額）7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合、原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、ただし、特段の理由がある場合は、この限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>〇洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 〇快適トイレとは、洋式トイレのうち、防臭対策・施設強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>												
		区分	サイズ																									
着工前	カラー、手札版又はサービサイズ																											
工事中	カラー、手札版又はサービサイズ																											
竣工	カラー、手札版又はサービサイズ																											
13.	火災保険	<p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料（支給材料を含む）について付保すること。</p> <p>◎付保除外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合（外壁補修工事等）</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>	2章 改修仮設工事	1. 一般事項	◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差、地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。	3章 躯体工事	1. 一般事項	<p>◎コンクリートの種別 ・I類（JIS A 5308 への適合を認証されたコンクリート）</p> <p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <tr> <th>コンクリートの種別</th> <th>設計基準強度 Fc(N/mm²)</th> <th>鋼合管理強度 Fn(N/mm²)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m³)</th> <th>適用箇所</th> </tr> <tr> <td>普通</td> <td>21</td> <td></td> <td>18</td> <td>無</td> <td>—</td> <td>2.3程度</td> <td>土間</td> </tr> </table> <p>◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。</p> <p>◎セメントの種類は、普通ポルトランドセメントとする。 ◎骨材は、標仕6.3.1(2)による。 ◎細骨材としてフェロソックスラグ使用できない。 ◎細骨材に含まれる塩化物量は、NaCl換算で0.04%以下とする。 ◎コンクリート中の塩化物量は、0.3kg/m³以下とし、試験方法は標仕6.5.4による。 ◎試験りは行わない。 ◎所要空気量は4.5%±1.5%とする。 ◎受注者は、コンクリートの使用にあたってアルカリ骨材反応を抑制するため、次の3つの対策の中のいずれか1つについて確認をとらなければならない。 (1) コンクリート中のアルカリ総量の抑制 アルカリ量が表示されたポルトランドセメント等を使用し、コンクリート1m³に含まれるアルカリ総量をNa₂O換算で3.0kg以下にする。 (2) 抑制効果のある混合セメント等の使用 JIS R 5211高炉セメントに適合する高炉セメント [B種またはC種] あるいはJIS R 5213フライアッシュセメントに適合するフライアッシュセメント [B種またはC種] もしくは混和材をポルトランドセメントに混入した結合材でアルカリ骨材反応抑制効果の確認されたものを使用する。 (3) 安全と認められる骨材の使用 骨材のアルカリシリカ反応性試験（化学法またはモルタルバー法）の結果で無害と確認された骨材を使用する。 試験方法は、JIS A 1145骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書7「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（化学法）」、JIS A 1146骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）またはJIS A 5308（レディミクストコンクリート）の付属書8「骨材のアルカリシリカ反応性試験方法（モルタルバー法）」による。</p> <p>◎混和材料を使用する場合の種類は標仕6.3.1(4)によることとし、監督員の承諾を受けること。</p>	コンクリートの種別	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	鋼合管理強度 Fn(N/mm ²)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所	普通	21		18	無	—	2.3程度	土間	2. コンクリートの仕上がり	◎コンクリートの仕上りの平たんさは標仕 表6.2.5による。	2. レディミクストコンクリート工場の指定	◎レディミクストコンクリート工場の指定
コンクリートの種別	設計基準強度 Fc(N/mm ²)	鋼合管理強度 Fn(N/mm ²)		スランプ (cm)	強度試験の有無		種別	気乾単位容積重量 (t/m ³)	適用箇所																			
普通	21		18	無	—	2.3程度	土間																					
14.	室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>◎建物の用途により以下の物質の室内濃度を測定すること。 学校：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・スチレン・エチルベンゼン 学校以外：ホルムアルデヒド・トルエン・キシレン・スチレン・エチルベンゼン 採取器具は受注者にて用意すること。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="2">測定対象室</th> <th>測定箇所数</th> </tr> <tr> <td>本館：1階 倉庫12・2階 201、202会議室及び災害対策室(3室1室)</td> <td></td> <td>1箇所×2室</td> </tr> <tr> <td>新館：1階 倉庫・2階 部長室</td> <td></td> <td>1箇所×2室</td> </tr> </table> <p>測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年 国土交通省告示第1347号）第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・バツシブ型採取機器を用いる方法 バツシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のままで測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。</p>	測定対象室		測定箇所数	本館：1階 倉庫12・2階 201、202会議室及び災害対策室(3室1室)		1箇所×2室	新館：1階 倉庫・2階 部長室		1箇所×2室	4.	養生	<p>◎内部足場（種類：脚立足場、仕様： 枚布、D= cm） ・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下）</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲い（仕様： , H= m, L= m）(図示)</p> <p>◎ゲート（有・無、仕様：)</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。</p> <p>◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さ5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：プラスチックシート等）</p> <p>◎既存部分の家具等の養生は粉塵・塗料等の飛散の可能性がある作業時に適宜行う。（養生方法：プラスチックシート等）</p> <p>◎仮囲い切りは、（・A種〇B種・C種）とする。 B種：LGS65下地・石膏ボード厚9.5張り（仕上なし） 木製片開き戸（片引戸）W800×H1900</p> <p>◎監督員事務所は（・設ける（面積 m²程度）〇設けない）</p>	4章 防水改修工事	1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。	1. 一般事項	◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（・行う〇行わない）。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（〇簡易接着性試験・引張接着性試験）を行う。									
		測定対象室		測定箇所数																								
本館：1階 倉庫12・2階 201、202会議室及び災害対策室(3室1室)		1箇所×2室																										
新館：1階 倉庫・2階 部長室		1箇所×2室																										
14.	室内空気中の化学物質の濃度測定	<p>測定は、測定対象室の工事施工前及び工事施工後に行うこと。 測定は、次のいずれかにより行う。 ・住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく評価方法基準（平成13年 国土交通省告示第1347号）第56-3(3)「ロ 測定の方法」において定められた方法 ・バツシブ型採取機器を用いる方法 バツシブ型採取機器を用いる場合は、次の要領により行う。 (1) 30分間換気 測定対象室のすべての窓及び扉（造り付け家具、押入等の収納部分の扉を含む）を開放し、30分間換気する。 (2) 5時間閉鎖 (1)の後、測定対象室の全ての窓及び扉を5時間閉鎖する。ただし、造り付け家具、押入等の収納部分は開放したままとする。 (3) 測定 イ (2)の状態のままで測定する。 ロ 測定時間は、原則として24時間とする。ただし、工程等の都合により24時間測定が行えない場合は、8時間測定とする。 なお、8時間測定の場合は午後2時～3時が測定時間の中央となるよう、10時30分～18時30分までの時間帯で測定する。 ハ 測定回数は1回とし、複数回の測定は不要とする。 ※(1)、(2)、(3)において、換気設備又は空気調和設備は稼働させたままとする。ただし、局所的な換気扇等で常時稼働させないものは停止させたままとする。</p>	4.	養生	<p>◎内部足場（種類：脚立足場、仕様： 枚布、D= cm） ・壁つなぎ間隔（水平方向： m以下、鉛直方向： m以下）</p> <p>◎仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎仮囲い（仕様： , H= m, L= m）(図示)</p> <p>◎ゲート（有・無、仕様：)</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また安全管理も実施すること。</p> <p>◎受注者は、つり足場（ゴンドラのつり足場を除く。）、張出し足場又は高さ5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を上げ、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。（養生方法：プラスチックシート等）</p> <p>◎既存部分の家具等の養生は粉塵・塗料等の飛散の可能性がある作業時に適宜行う。（養生方法：プラスチックシート等）</p> <p>◎仮囲い切りは、（・A種〇B種・C種）とする。 B種：LGS65下地・石膏ボード厚9.5張り（仕上なし） 木製片開き戸（片引戸）W800×H1900</p> <p>◎監督員事務所は（・設ける（面積 m²程度）〇設けない）</p>	4章 防水改修工事	1. 一般事項	◎保護層、防水層等を撤去した結果、下地等が設計図書と異なる場合は監督員と協議すること。	1. 一般事項	◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。 ◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。 ◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。 ◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を（・行う〇行わない）。 ◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち（〇簡易接着性試験・引張接着性試験）を行う。																		

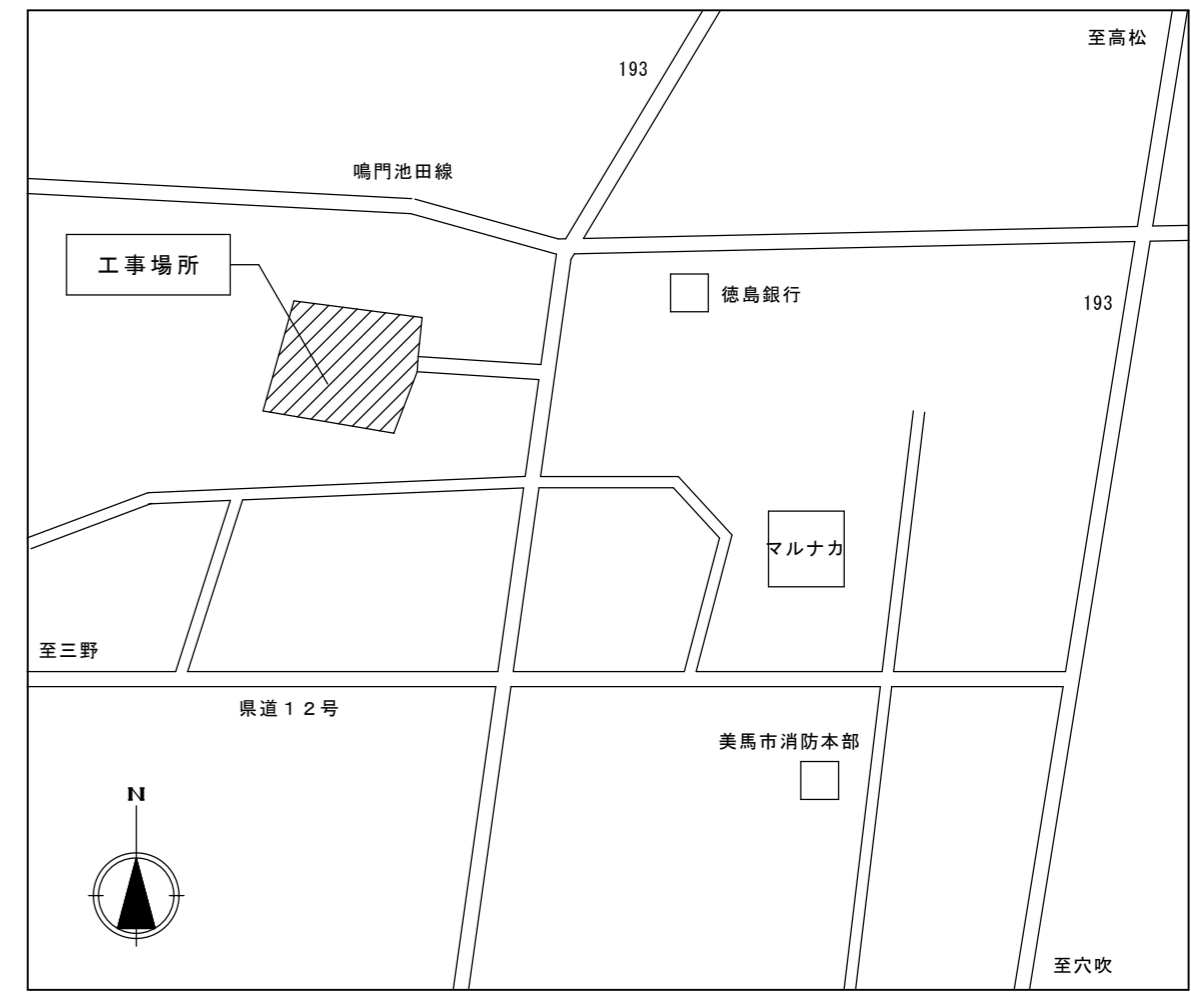
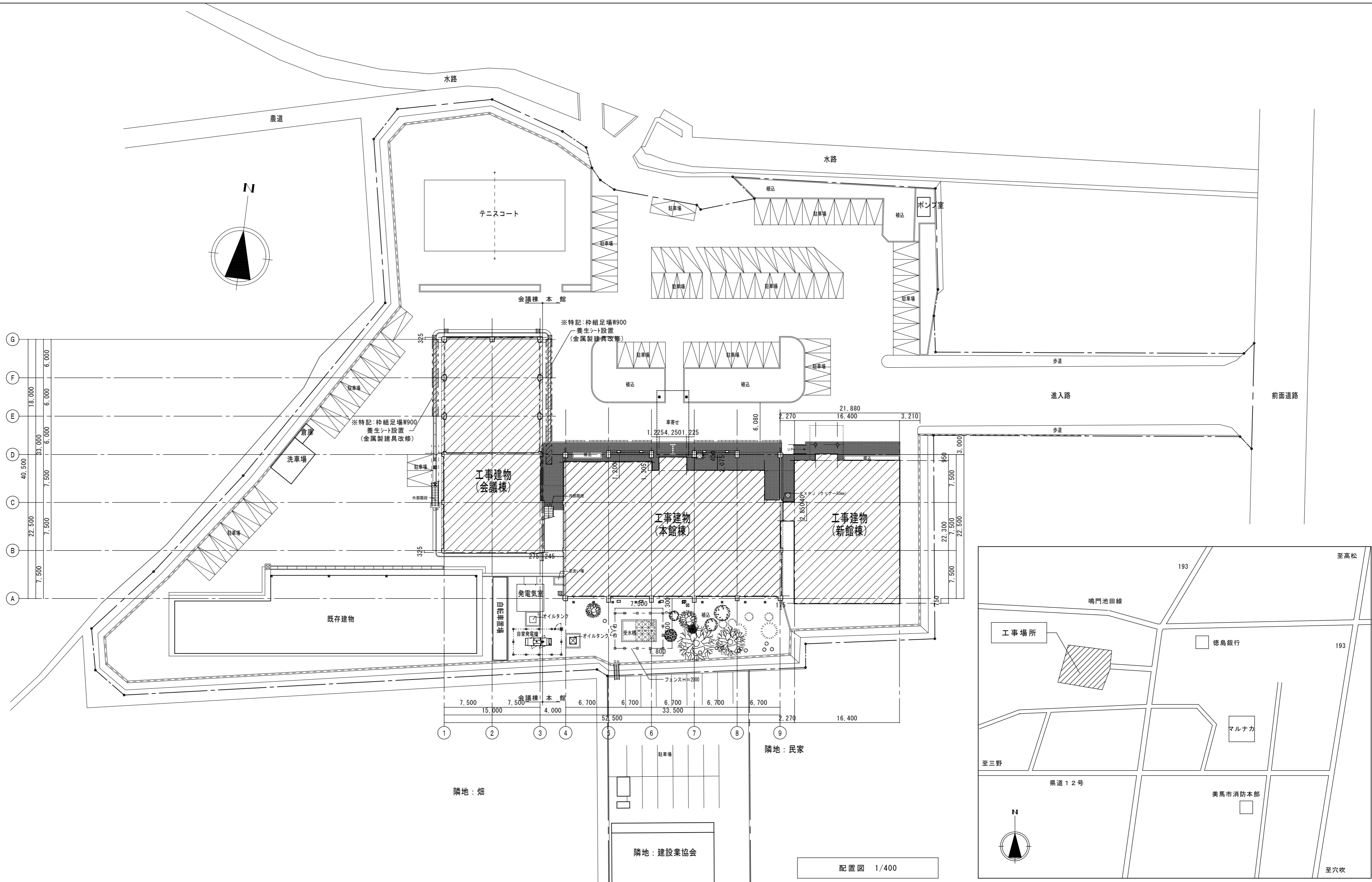
特記：

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2 営繕 西部総合県民局美馬庁舎 美・脇猪尻 本館他改修工事建築					株式会社 剛 建築事務所 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録 TEL 088-622-0883 第 102935 号 FAX 088-622-0885
	名称	特記仕様書3					
	図番	A	—	03	S = 1 :	年 月	

章	項目	特記事項	章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																																																								
5章 建具 改修 工事	1. 一般事項	<p>◎外部に面する建具は、建築基準法施行令及び「屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の基準(昭和46年建設省告示第109号)」に基づき、安全性を確認すること。</p> <p>◎建具の耐風圧性、気密性、水密性等については、性能を有することを証明する書類を提出し、監督員の承諾をうけること。</p> <p>◎外部に面する建具の作業工程は、原則として、方立等の撤去、建具枠の取付け及びガラスのはめ込みまでを1日の作業とする。</p> <p>◎施工に先立ち、改修範囲を確認し、設計図書との相違等有れば、監督員と協議すること。</p> <p>◎防犯建物部品の適用は、建具表による。</p> <p>◎防火戸の指定は建具表による。</p> <p>◎建具見本の製作及び特殊な建具の仮組は、建具表による。</p>	7. ガラス	◎板ガラス	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>品 種</th> <th>厚 さ</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>フロート</td> <td>磨き・C</td> <td>4</td> <td></td> </tr> <tr> <td>フロート</td> <td>磨き・A型</td> <td>3・5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎外部の網入り硝子等の下辺小口及び縦小口下端の防錆処理を行うこと。</p> <p>◎ガラス留め材の種類</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>建具の種類</th> <th>材 種</th> <th>ガラス溝の大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鋼 製</td> <td></td> <td>製造所仕様による</td> </tr> <tr> <td>アルミニウム製</td> <td>シーリング(SR-1)</td> <td>製造所仕様による</td> </tr> <tr> <td>ステンレス製</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>木 製</td> <td>シーリング(SR-1)</td> <td>製造所仕様による</td> </tr> <tr> <td>樹 脂 製</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎防火設備のガラスとめ材は、防火設備認定品とする。</p>	種類	品 種	厚 さ	備 考	フロート	磨き・ C	4		フロート	磨き・ A 型	3・5		建具の種類	材 種	ガラス溝の大きさ	鋼 製		製造所仕様による	アルミニウム製	シーリング(SR-1)	製造所仕様による	ステンレス製			木 製	シーリング(SR-1)	製造所仕様による	樹 脂 製			7. 軽量鉄骨壁下地	◎木ねじはJIS B 1112(十字穴付き木ねじ)又はJIS B 1135の規格品とする。 <p>◎かすがい、座金、箱金物、短ざく金物等は図示により、図示のもの以外は標仕によるが、補助として、日本建築学会建築工事標準仕様書を適用する。</p> <p>◎防蟻処理に用いる木材保存剤は人体への安全性及び環境について配慮した表面処理用木材保存剤(社)日本木材保存協会の認定薬剤等とする。)とし、2回塗りとする。</p> <p>◎防蟻処理は、(社)日本木材保存協会及び(社)日本しろあり対策協会の認定品とし、2回塗り又は吹き付けとし、次の表の箇所及び部分に行うものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称</th> <th>塗り面</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等</td> <td></td> <td>全 面</td> </tr> <tr> <td>大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等</td> <td></td> <td>全 面</td> </tr> <tr> <td>真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等</td> <td></td> <td>全 面</td> </tr> <tr> <td>土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラス張り下地板</td> <td></td> <td>全 面</td> </tr> <tr> <td>1階窓台等</td> <td></td> <td>全 面</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎木材保存(防蟻・防蟻処理)剤は監督員の承諾するものとする。</p>	防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称		塗り面	土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等		全 面	大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等		全 面	真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等		全 面	土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラス張り下地板		全 面	1階窓台等		全 面									
	種類	品 種		厚 さ	備 考																																																											
	フロート	磨き・ C		4																																																												
	フロート	磨き・ A 型		3・5																																																												
	建具の種類	材 種		ガラス溝の大きさ																																																												
	鋼 製			製造所仕様による																																																												
アルミニウム製	シーリング(SR-1)	製造所仕様による																																																														
ステンレス製																																																																
木 製	シーリング(SR-1)	製造所仕様による																																																														
樹 脂 製																																																																
防蟻処理の施工箇所及び施工部分の名称		塗り面																																																														
土台、火打土台、大引き、1階根太受け、大引き・根太受け床束等		全 面																																																														
大壁造りの土台上端より、1m以内の部分にある柱、間柱、筋違、窓台等		全 面																																																														
真壁造りの土台上端より、30cm以内の部分にある柱、間柱、筋違等		全 面																																																														
土台上端より、1m以内の部分にあるモルタル塗ラス張り下地板		全 面																																																														
1階窓台等		全 面																																																														
2. 改修工法等	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>かぶせ工法</th> <th>撤去工法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>撤去の範囲</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>既成建具の種類</td> <td>アルミ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>新設建具の種類</td> <td>アルミ</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建具周囲の補修工法及び範囲</td> <td>図示</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シーリングの種類</td> <td>3章による</td> <td></td> </tr> <tr> <td>サッシアンカー</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>養生範囲</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区 分	かぶせ工法	撤去工法	撤去の範囲	図示		既成建具の種類	アルミ		新設建具の種類	アルミ		建具周囲の補修工法及び範囲	図示		シーリングの種類	3章による		サッシアンカー			養生範囲			1. 一般事項	◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。 <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修</p> <ul style="list-style-type: none"> 既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td>全面・一部(図示)</td> <td rowspan="4">木床組撤去範囲：図示</td> </tr> <tr> <td>合成樹脂塗床</td> <td>機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>フローリング張床</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ウ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(エ)</td> <td>同 上</td> </tr> <tr> <td>床組</td> <td>改標仕6.2.2(1)(オ)</td> <td>同 上</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>・コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>下地の状況</th> <th>下地処理方法</th> <th>備 考 欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>凹凸部処理</td> <td>サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル</td> <td rowspan="2">合成樹脂床の場合</td> </tr> <tr> <td>欠損部 下地モルタル撤去部</td> <td>モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃</td> <td>塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎改修後の床の清掃範囲は図示する。</p> <p>②壁改修</p> <ul style="list-style-type: none"> コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照 間仕切壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。 塗り厚25mm超の場合の補修を C 行う・行わない) 木製及び軽量鉄骨間仕切り壁 改標仕6.3.2(b)、(c)及び(d)参照 <p>③天井改修 改標仕6.4.2参照</p>	種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考	ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	木床組撤去範囲：図示	合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上	フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上	床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上	床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上		下地の状況	下地処理方法	備 考 欄	凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修	6章 内装 改修 工事	2. 撤去並びに下地補修	◎建具には製作者名を表示すること。 <p>◎結露水の処理方法は図示による。</p> <p>◎既存枠へ新規に建具を取り付ける場合は、原則として小ねじどめとし、とめ付け間隔は、両端を押さえて、中間は400mm以下とする。やむを得ず溶接どめとする場合は、監督員と協議し、溶接部分には鉛酸カルシウムさび止めペイント(JIS K 5629)を1回塗りする。</p>	3. 木工事	◎コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照	9. ビニル床シート張り (JIS A 5705) ビニル床タイル張り (JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	◎JIS A 6517の規格品とする。 <p>◎スタッド、ランナーの種類は、(6 5 型)とし、改標仕表6.7.11による。</p> <p>◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は改標仕6.7.4(5)による。</p> <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。</p> <p>◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティータン井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。</p> <p>◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0=(3 6)\text{m/s}$ 地表面粗度区分 (・I・II・III・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)</p> <p>◎屋外の野縁受・吊りボルト及びインサート・野縁の間隔は図示による。</p> <p>◎ダクト等によって、吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。</p> <p>◎天井のふとところが1.5m以上の箇所の補強方法は図示による。</p> <p>◎天井下下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。</p>
区 分	かぶせ工法	撤去工法																																																														
撤去の範囲	図示																																																															
既成建具の種類	アルミ																																																															
新設建具の種類	アルミ																																																															
建具周囲の補修工法及び範囲	図示																																																															
シーリングの種類	3章による																																																															
サッシアンカー																																																																
養生範囲																																																																
種 類	撤去工法	撤去範囲	備 考																																																													
ビニール床シート ビニール床タイル ゴム系床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	全面・一部(図示)	木床組撤去範囲：図示																																																													
合成樹脂塗床	機械的除去工法 目荒らし工法 改標仕6.2.2(1)(イ)	同 上																																																														
フローリング張床	改標仕6.2.2(1)(ウ)	同 上																																																														
床タイル	改標仕6.2.2(1)(エ)	同 上																																																														
床組	改標仕6.2.2(1)(オ)	同 上																																																														
下地の状況	下地処理方法	備 考 欄																																																														
凹凸部処理	サンダー掛け ポリマーセメントモルタル エポキシ樹脂モルタル	合成樹脂床の場合																																																														
欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃		塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチオン系樹脂モルタル及びノロ等の補修																																																													
3. アルミニウム製建具	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>耐風圧性</th> <th>気密性</th> <th>水密性</th> <th>枠の見込寸法</th> <th>使用箇所</th> <th>表面処理</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B 種</td> <td>S-5</td> <td>A-3</td> <td>W-4</td> <td>70</td> <td>図示</td> <td>シルバー</td> </tr> </tbody> </table> <p>・防虫網の材質(ステンレス製(SUS316)・ガラス繊維入り合成樹脂製・合成樹脂製)</p> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p>	種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理	B 種	S-5	A-3	W-4	70	図示	シルバー	4. 製材	◎樹種及び等級	◎工事現場搬入時の含水率は C ・A・B)種とする。	7. 軽量鉄骨天井下地	◎JIS A 6517の規格品とする。																																												
種 別	耐風圧性	気密性	水密性	枠の見込寸法	使用箇所	表面処理																																																										
B 種	S-5	A-3	W-4	70	図示	シルバー																																																										
4. 木製建具	◎建具材の含水率の種別は、(・A・ C ・B・C)種とする。 <p>◎見込み寸法は、(フラッシュ戸 3 6)mmとする。</p> <p>◎フラッシュ戸の表面材の合板の品質について、ホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のフラッシュ戸を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。その他は、標仕16.7.2(2)(3)(b)(c)による。</p> <p>表面板の厚さは、(2.5以上)mmとする。</p> <p>◎枠及びくつずりの材料は、図示による。</p> <p>◎建物内部の木製建具に使用するホルムアルデヒド水溶液を用いた造作用、壁紙施工用及び建具用でん粉系接着剤のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆のでん粉系接着剤を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>	5. 床張り用合板等	◎ホルムアルデヒドの放散量は、F☆☆☆☆とする。ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの放散量が、F☆☆☆☆の構造用合板等を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。 <p>◎構造用合板</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>施工箇所</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>等級</th> <th>表板の樹種名</th> <th>接着の程度</th> <th>板面の品質</th> <th>有効断面係数比</th> <th>防虫処理</th> <th>強度等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>本館1階倉庫12</td> <td>15</td> <td>2級</td> <td>針葉樹</td> <td>1類</td> <td>C-D</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。</p>	施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級	本館1階倉庫12	15	2級	針葉樹	1類	C-D		-	-	-	8. 軽量鉄骨天井下地	◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。 <p>◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティータン井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。</p> <p>◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0=(3 6)\text{m/s}$ 地表面粗度区分 (・I・II・III・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)</p> <p>◎屋外の野縁受・吊りボルト及びインサート・野縁の間隔は図示による。</p> <p>◎ダクト等によって、吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。</p> <p>◎天井のふとところが1.5m以上の箇所の補強方法は図示による。</p> <p>◎天井下下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。</p>																																								
施工箇所	厚さ(mm)	等級	表板の樹種名	接着の程度	板面の品質	有効断面係数比	防虫処理	強度等級																																																								
本館1階倉庫12	15	2級	針葉樹	1類	C-D	-	-	-																																																								
5. 建具用金物	◎金物の種類及び見え掛り部の材質は、改標仕表5.7.11による。 <p>◎金物製建具に使用する丁番は、改標仕表5.7.21による。</p> <p>◎既製又はこれに準ずる建具の建具金物は、建具製作所の仕様による。</p> <p>◎樹脂製建具に使用する丁番は、改標仕表5.7.31による。</p> <p>◎握り玉及びレバーハンドル、押板類、クレスト等の取付け位置は図示による。</p> <p>◎マスターキーは、製作する(新設する建具を対象とする)。</p>	6. 諸金物	◎下地材及び造作材の釘は、JIS A 5508の規格品とする。	9. ビニル床シート張り (JIS A 5705) ビニル床タイル張り (JIS A 5705) 及びゴム床タイル張り	◎JIS A 6517の規格品とする。																																																											
6. 自閉式上吊り引戸装置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>設置場所</th> <th>図示</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用戸の総質量(kg)</td> <td>40以下</td> </tr> <tr> <td>手動開き力(N)</td> <td>15以下</td> </tr> <tr> <td>手動閉じ力(N)</td> <td>15以下</td> </tr> <tr> <td>閉じ速度の調整</td> <td>改標仕表5.9.1</td> </tr> <tr> <td>制動区間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>開閉繰り返し</td> <td></td> </tr> <tr> <td>耐衝撃性</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎製造所： 評価名簿による。</p>	設置場所	図示		適用戸の総質量(kg)	40以下	手動開き力(N)	15以下	手動閉じ力(N)	15以下	閉じ速度の調整	改標仕表5.9.1	制動区間		開閉繰り返し		耐衝撃性			◎出入口及びこれに準ずる開口部の補強は改標仕6.7.4(5)による。 <p>◎JIS A 6517の規格品とする。</p> <p>◎野縁等の種類は、屋内19型、屋外25型とし、改標仕表6.6.11による。</p> <p>◎耐震性を考慮した補強及び屋外の軒天、ピロティータン井等における耐風圧性を考慮した補強は、図示による。</p> <p>◎既存の埋め込みインサートの使用は、改標仕6.6.4(1)(ウ)による引き抜き試験を行い、強度を確認したうえで使用すること。</p> <p>◎建築基準法に基づき定められた区分等 基準風速 $V_0=(3 6)\text{m/s}$ 地表面粗度区分 (・I・II・III・IV) 積雪区分 建設省告示第1455号 別表(35)</p> <p>◎屋外の野縁受・吊りボルト及びインサート・野縁の間隔は図示による。</p> <p>◎ダクト等によって、吊りボルトの間隔が900mmを超える場合の、補強方法は図示による。</p> <p>◎天井のふとところが1.5m以上の箇所の補強方法は図示による。</p> <p>◎天井下下地材における耐震性を考慮した補強方法は図示による。</p>																																												
設置場所	図示																																																															
適用戸の総質量(kg)	40以下																																																															
手動開き力(N)	15以下																																																															
手動閉じ力(N)	15以下																																																															
閉じ速度の調整	改標仕表5.9.1																																																															
制動区間																																																																
開閉繰り返し																																																																
耐衝撃性																																																																
						◎帯電防止床シート：種類()、厚さ()、性能()																																																										
						◎耐動荷重性床シート：種類()、厚さ()																																																										
						◎ビニル幅木：材質(C 軟質・硬質)、高さ(・60 C 75 C 100)厚さ()																																																										
						◎視覚障害者用床タイル：種類・色()、形状・寸法()																																																										

特 記 :

	徳島県県土整備部営繕課				工事名 R 2 営繕 西部総合県民局美馬庁舎 美・脇脇尻 本館他改修工事建築				株式会社 剛 建築事務所 徳島市末広3丁目3-3 1級建築士登録 TEL 088-622-0883 第 102935 号 FAX 088-622-0885			
					名 称 特記仕様書 4							
					図 番 A — 04 S = 1 :				年 月			



配置図 1/400

付近見取図

特記 : ※会議棟の枠組足場W900について、1階部分は長スパンで設置し車両通行を可能とする。(足場の躯体への固定等 転倒防止対策の上)

徳島県県土整備部営繕課	工事名	R2営繕 西部総合県民局美馬庁舎 美・脇猪尻 本館他改修工事建築			株式会社 剛 建築事務所	連水可次
	名称	配置図・付近見取図			徳島市末広3丁目3-3	1級建築士登録
	図番	A-06	S=1:400	年月	TEL 088-622-0883	第102935号
					FAX 088-622-0885	